

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年六月二十四日

岡山県知事 石 井 正 弘

#### 一 届出事項の概要

##### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 岡山駅前第一市街地再開発ビル

所在地 岡山市駅前町一―八

##### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名並びに届出者の住所及び氏名

###### (1) 名称 岡山駅前第一ビル株式会社

住所 岡山市駅前町一―六―一

代表者の氏名 代表取締役 萩原 誠司

###### (2) 名称 株式会社竹中工務店

住所 大阪市中央区本町四―一―一三

代表者の氏名 代表取締役 竹中 統一

###### (3)-(23) 省略

##### 3 変更事項

(変更前)

###### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前十時（ただし、年間六十日は午前九時）

###### (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後九時（株式会社ダイエーに限る。岡山駅前第一ビル株式会社他十社は午後八時。ただし、年間六十日は午後九時）

###### (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時十五分から午後九時三十分（店舗内地下駐車場に限る。）

(変更後)

###### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前九時（株式会社ダイエー及び岡山駅前第一ビル株式会社に限る。）

###### (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後十一時（株式会社ダイエーに限る。岡山駅前第一ビル株式会社は午後九時）

###### (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時十五分から午後十一時三十分（店舗内地下駐車場に限る。）

##### 4 変更年月日

平成十五年七月一日

二 届出年月日

平成十五年六月十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十五年六月二十四日から平成十五年十月二十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県商工労働部経営支援課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課  
及び岡山市役所